

綾瀬市教育委員会会議録

令和6年3月定例会

令和6年3月28日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅君
教	育	長	職務代理者	田中 恵吾君
委		員	平出	恵子君
委		員	亀ヶ谷	由美子君
委		員	齊藤	隆訓君

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一君
教	育	指	導	課	長	渡邊	倫康君				
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂君	

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥田	壘斗
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和6年綾瀬市教育委員会会議3月定例会議事日程

令和6年3月28日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第7号議案	（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の決定について
日程第3	第8号議案	綾瀬市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
日程第4	第9号議案	綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
日程第5	第10号議案	綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

報告

日程第6	第2号報告	令和5年度第5回綾瀬市中心身障害児・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
------	-------	---

追加議案

日程第7	第11号議案	臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）
------	--------	--------------------------------------

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議３月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の追加議事日程についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、「日程第７ 第１１号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）」を追加議事としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

（ 異議なしを確認 ）

○教育長（袴田毅君）

御異議なしと認めます。よって、ただいまの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

また、ただいま追加議事といたしました第１１号議案につきましては、人事に関するものであるため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第１号の規定により、また、「日程第６ 第２号報告 令和５年度第５回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規則第８条第１項第３号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本２件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第１１号議案及び第２号報告は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、第２号報告につきましては、最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第7号議案 （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第7号議案 （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の決定について」、御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

提案理由は、中段に記載のとおり、不登校児童・生徒、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒等及び義務教育修了後の不登校や、ひきこもりなどの悩みを抱える青少年など、支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあるため、本市に適した総合的な支援体制の整備に向け、「（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想」を決定いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

それでは、基本構想の内容を御説明いたします。

第7号議案別冊の「（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想」の5ページをお開きください。

「第1章 基本構想の策定にあたって」では、基本構想策定の趣旨を記載しております。

不登校や特別支援学級などに在籍する特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向にある事、また、義務教育修了後の子どもたちについても、不登校やひきこもりなど、悩みをかかえるケースが増加傾向にあり、学校や社会への復帰に向けた切れ目のない支援が必要な事などを挙げております。

6ページを御覧ください。

「2 綾瀬市の教育的支援と青少年への支援について」では、現状の支援内容を記載しております。介助員、日本語指導協力者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの派遣、教育相談や教育支援教室との連携、義務教育修了後の青少年に対する支援などを挙げております。

7ページを御覧ください。

「3 支援を必要とする児童・生徒等の現状と課題」では、「（1）不登校の児童・生徒」、「（2）特別支援学級やことばの教室に在籍する児童・生徒」、「（3）国際教室や外国につ

ながりのある児童・生徒」、「（４）義務教育修了後の青少年・ひきこもり」、「（５）教育相談事業」について、現状と課題を整理しました。７ページからは不登校の児童・生徒について整理しております。

８ページの上段の表を御覧ください。不登校児童・生徒は１０年間で約３．４倍に増加し、昨年度末で２４８人となっております。

１０ページを御覧ください。

特別支援学級やことばの教室に在籍する児童・生徒の現状と課題となります。中段の表を御覧ください。特別支援学級及びことばの教室に在籍する児童・生徒は１４年間で約２．６倍に増加しております。

１２ページを御覧ください。国際教室や外国につながるの児童・生徒の現状と課題となります。

中段の表を御覧ください。今年度は昨年度に比べ減少しておりますが、年々、外国につながるの児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒数は増加しております。今年度は３７１人中、２４０人が日本語指導を必要とされております。

１４ページを御覧ください。義務教育修了後の青少年・ひきこもりの現状と課題になります。

下段の表を御覧ください。こちらに記載しているのは青少年相談室の新規の相談件数のみとなりますが、延べ相談件数は年々増加しております。

１６ページを御覧ください。教育研究所で実施している教育相談事業の現状と課題になります。

中段の表を御覧ください。相談受理状況になります。こちらについても相談件数は増加傾向となっております。

１７ページ下段を御覧ください。支援を必要とする児童・生徒等の現状と課題のまとめとなります。

「増加する支援のニーズに対しては、単に人員を確保するだけではなく、青少年の居場所を設けるなど、施設面でも支援体制を充実する必要がある」、「特に、教育支援教室の新たな施設の整備は緊急性が高い」、「発達課題を抱えた不登校の子どもなどの複雑なケースに対応することが求められている」、「保護者や支援員の負担を軽減する必要がある」、「他課や市外、県の関連機関とも連携を強化する必要がある」、以上のとおり現状と課題をまとめております。

続いて１８ページを御覧ください。こちらからは児童・生徒等の将来推計となります。

表を御覧ください。現在、児童・生徒数につきましては、ピーク時の４９％で６，８３４人、２０年後にはピーク時の３５％で４，８９９人、４０年後にはピーク時の２８％になり、３，８３２人と推計されております。

19ページを御覧ください。不登校児童・生徒の将来推計になります。不登校児童・生徒数については、今後21年間で約75%増加していくと推計されております。

20ページを御覧ください。特別支援学級に在籍する児童・生徒の将来推計となります。今後20年間で13%増加すると予測されております。

21ページを御覧ください。ことばの教室に在籍する児童の将来推計となります。今後20年間で48%増加すると予測されております。

22ページを御覧ください。日本語指導が必要な児童・生徒の将来推計となります。今後20年間で16パーセント増加すると予測されております。

23ページを御覧ください。青少年相談室の相談件数の将来推計となります。こちらにつきましても、今後21年間で約24%増加すると予測されております。

下段には、将来推計についてまとめております。2023年の本市の児童・生徒数はピーク時の約半分であり、40年後にはピーク時の約3割まで減少する見込みです。また、不登校の児童・生徒、特別支援の児童・生徒、通級教室の児童、日本語指導が必要な児童・生徒、青少年相談室の相談件数はいずれも増加傾向にあり、今後も増加していくことが予測されます。

24ページをご覧ください。こちらは課題をまとめたものになります。

「（１）わかりやすく、つながりやすい相談窓口の必要性」、「（２）切れ目のない相談支援体制の必要性」、「（３）まだどこにもつながっていない児童・生徒の支援」、「（４）地域の特色やリソースを生かした社会的自立の支援」、「（５）専門性を持った言語聴覚士や日本語指導員の配置・派遣」、以上が現状の取組の課題となっており、解消する必要があるとしております。

25ページを御覧ください。「第2章 基本構想」として、課題を解決するための支援方法等をまとめたものになります。

センターのコンセプトとして、「新たな支援のなかで、自分らしく学び生き抜く力を～子ども・若者・その家族が安心して過ごせる居場所～」といたしました。

26ページを御覧ください。センターへの導入機能としては、「①不登校児童・生徒の支援機能」、「②就学相談機能」、「③通級指導の拠点機能」、「④青少年・ひきこもりの支援機能」、「⑤教育相談機能」、「⑥国際教室や外国につながる児童・生徒の支援機能」となります。

27ページを御覧ください。支援対象やセンターで実施する新たな支援内容、継続する支援内容をまとめたものになります。

対象年齢としては、小学校入学の前年の就学前から義務教育修了後の青少年までを支援対象とします。

29ページを御覧ください。センターの人員構成になります。

市職員としては、センター長1名、指導主事2名、事務職員2名とし、他は県職員1名を除き、会計年度任用職員としております。

30ページ・31ページを御覧ください。30ページが現状の支援状況になり、31ページが新たな支援をセンターで行う時の必要諸室になります。支援に必要な部屋を積み上げると、1,433㎡必要となります。

32ページを御覧ください。（2）検討候補地について記載しております。

不登校の児童・生徒及び悩みを抱える青少年が安心して通える場所でアクセスしやすい事を立地条件といたしました。候補地の条件を記載しております。

34ページ・35ページを御覧ください。これまでの内容を施設整備のため、まとめた条件整理となります。各支援でどのような支援を行うか、人員、面積などを細かくまとめたものになります。

38ページ・39ページを御覧ください。イメージ図になります。実際は基本設計などで確定してくるものになりますので、このイメージ図どおりにはなりません、部屋の配置等を検討するために、イメージ図を作成したのになります。

40ページを御覧ください。下段の概算コストについてです。

総事業費として、約12.2億円と見込んでおります。

41ページを御覧ください。今後のスケジュールになります。

令和6年度に建設候補地の選定、令和7年度から建物の基本設計、実施設計を行い、令和10年度の開設を目指して事業を進めてまいります。

基本構想の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第7号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

全体的な感想になってしまいますが、とてもすばらしい構想だと思います。

41ページの「今後に向けて」ということでスケジュールが記載されています。これは、素案の部分と変わってきている部分もあると捉えていますが、今後の日程について、少し具体的にお話しいただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（生駒美穂君）

はい、素案の段階では、供用開始を令和9年度ということで、計画をしておりました。

現状の課題を考慮し、最短のスケジュールで進めていきたいと考えていたのですが、なるべく早くというところを重視し過ぎて、実際に建てるべき場所の地域の方への御説明が遅くなってしまう、丁寧な説明が出来ていなかったということがあります。

その辺りを、来年度になりますが丁寧に説明をして、こういったセンターが建つということで御理解をいただいたり、また、そこが難しいのであれば、また別の候補地を探したりするという、もう少し丁寧に進めていく必要があるということになりましたので、素案の段階より計画が少し遅れているということとはございます。

ただし、とても必要な施設であると思っておりますので、スピードも大事にしながら進めていきたいと考えております。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

6ページに青少年への支援について書かれていまして、義務教育修了後の青少年支援について、切れ目のない支援とありますが、該当となる子どもの、例えば小・中学校のときの資料などが教育委員会と青少年相談室の間で共有ができていますのかお聞きしたいと思います。縦割りによって連携が途切れてしまうことなどがないようにお願いしたいと思います。

あと、7ページにあります、不登校児童の対応をする場所、綾西小と天台小はそれぞれのサートルームがあると記載されていますが、その他の学校では保健室などで、その時間に対応できる先生方で支援を行っていると書かれています。例えば1日でも1か月でもいいのですが、各学校の保健室を訪れる不登校児童・生徒の人数をもし把握出来ていれば教えていただきたいのと、ただでさえ手が足りていないという先生方が調整して支援にあたるとなると、負担とかは大丈夫なのかなという心配があるのですがどうなのかなと。

それと、36ページのA案、B案について、これは私の意見なのですが、例えば通う子どもの送迎や、教育相談を行うために保護者が行くことがあると思いますが、必ずしも自分1人だけで行っている保護者ばかりではなくて、例えば未就園児の子を連れて行かなきゃいけないという保護者の方はたくさんいらっしゃると思います。その方たちのために、例えばおしめ替えもしたいという場合も出てくると思うので、部屋にすると場所をとってしまいますが、パーテーションで区切ってちょっとしたスペースを作ってもらえるとありがたいかなって思うのと、未就園児をお母さんが相談されている時だけでも預けられるような施設になっていると、ゆっくり相談できるのかなと。子どもを抱っこしながら話をするって、まして不登校の子を抱えている親御さんたちは余裕がないと思うのですね。だからちょっとした気持ちの余裕を持たせてあげられるような場所が出来たらいいなっていう、これはお願いというか、意見になります。

また、どこにもつながっていない児童の子ども支援というのも、結構大事なと思うのですが、例えばヤングケアラーの子は自分がヤングケアラーという自覚がない子が結構いるという話を聞いています。そういう子たちに対する支援にも力を入れていただけたらという、これはお願いします。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。それでは、質問二つと、要望を一つでよろしいですか。

はい、教育研究所長。

○教育研究所長（生駒美穂君）

一つ目の青少年相談へのつながりというところですが、現在は教育研究所のほうで相談を行って、中学校を卒業したから終わりというわけではなくて、必要なお子さんは、そのまま高校やその後も、というように相談を受けていらっしゃるお子さんもおります。

ただ、全てのお子さんのそういった情報について、今のところは、すべてを共有できるというわけではないので、ぜひこのセンターが出来たときには、同じ場所で事業を行えるということになりますので、しっかり連携を密にしまして、情報共有ができるように進めてまいりたいと考えております。

二つ目の学校におけるサポートルーム等について、現在、保健室や小さな会議室で学習等をサポートしている学校もあります。多いときには、5～6人来ることもあるようです。

そのための専任の先生はおりませんので、空き時間の先生が対応したり、校長や教頭が対応したりというようなことで、いろいろ考えながらやっている状況にはなっております。

次年度はサポートルームを各校に作るような予定でおりますので、そういったところをカバー出来たらと考えております。

三点目は、教育支援教室が2階にあるほうが人目に付きにくいというところもあって、B案がよいかなと話し合いにも出てきたところではあるのですが、このイメージ図のところには細かく記載されていませんが、例えば相談室も大きな部屋だけではなくて、小さな相談室を何個かつくるような形で、またパターンも一つだけではなくて、いろいろな相談の形に合わせたようなお部屋を作れたらということで考えております。

また授乳室等についてもいずれかに作って、色々な形に対応できるように、また、来ていただいた方のプライバシーにもしっかり対応できるような形で考えてまいりたいと考えております。

最後に、どこにもつながっていないお子さんについて、この度SSWを増員することとなりましたので、向こうからの相談を待つのではなく、こちらから積極的に働きかけを行うプッシュ型支援を行っていかれたらと考えています。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

二つありまして、まず、この総合教育支援センター構想は、昨年からいろいろ説明を受けておりますが、本当にこれができたら素晴らしいと思いますので、ぜひ進めてほしいと思います。

また、やはり私が気になっていた中学校を卒業してからのシームレスな対応というところが重要だと思いますので、期待している部分が大きいです。

ただ、その中で、建設候補地というのが一丁目一番地だと考えた場合に、今までイメージしていた場所が駄目になった場合に、どのようなスケジュールになるのか、なにか現段階で御説明いただけるものがあれば教えていただきたい。

もう一つは、施設が完成するのが今のスケジュールだと5年後ですね。それまでの間に、今現状直面している課題などに対して何か拡充する対策があれば教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（生駒美穂君）

地域の方々への説明に関しましては、今後も何回か、こちらの資料等を用いながら、丁寧に対応していかなければならないと考えております。

候補地につきましては、スピード感も大事かなと思いますので、今、例えば市の方で所有しているもので何か使うことができないか、そういったところも含めまして検討してまいりたいと思います。

施設ができるまでの対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年度は各学校にサポートルームを設置しまして、まずは不登校傾向のお子さんの増加を食い止めるというところで各校において対応してまいりたいと思います。

サポートルームには1人「サポートルームアシスタント」という職を新たに配置しますので、そういったところで教職員の負担軽減も図ってまいります。

また、オンライン教材についても新たに導入いたしますので、自宅においても学習できるような仕組みづくりをしまして、学習面においても支援してまいりたいと思います。

また、ルピナス教室の通室生がもしこれから増加してしまった場合について、できる限りは今のルピナス教室で対応したいという思いはあるのですが、あの場所に収まりきらないような場合については別の場所も検討しておりまして、例えば綾北福祉会館といった公共施設を検討して

いるのですが、そちらに分教室を置くような形で対応できればと準備を整えているところでございます。

○委員（齊藤隆訓君）

青少年に関してはどうでしょう。

○教育研究所長（生駒美穂君）

そうですね。青少年については、今こども未来課と教育研究所の間の連携がうまく出来てない部分もございますので、そのあたりを定期的な連絡をするなどしてつないでいけたらと思っています。また、今後、県のKルームという、就職相談や勉強をできる施設がございますので、今後そういったところとも連携できるように話を進めていけたらと考えております。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

その他には職業の方も。

○教育研究所長（生駒美穂君）

そうですね、学校復帰が全てというわけではなくて、社会的自立に向けた支援も今後は行っていく必要があると思いますので、今後はルピナス教室のほうで社会体験というか、例えば企業と連携をして工場を見学してみるといった活動も取り入れて、将来をイメージできるような支援も進めていきたいと考えております。

○委員（齊藤隆訓君）

意見になりますが、本当に建設候補地の選定って大変だと思うんですね。けれど諦めずに、丁寧に説明をしてもらいながら、本当にこの内容は素晴らしいと思いますので、うまく進めていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

要望になりますがよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

はい。田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

最初にお話ししたように、とても素晴らしい基本構想が出来上がっていると思います。現状や課題、将来推計など、読み込んでいくととてもわかりやすくなっています。

ただ今後、これを市民へ説明していく中で、よく文部科学省なんかも1ページにまとめた概要のようなものを作っていますが、現状課題からではなくて、こんなセンターを作っていきます、というように最初に結論を書いた概要的なものがあるとわかりやすいと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

計画しているとかはありますか。

教育研究所長。

○教育研究所長（生駒美穂君）

素案の段階では、色々なところで説明をするということで、概要版を作成していたのですが、今の段階ではこの基本構想が出来て完成という気持ちでいました。ただ、今後さまざまな説明をするときに、概要版があった方がよいかなということを今感じましたので、その辺りも計画していけたらと思います。ありがとうございます。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

学校においても校長が学校経営方針を出しますよね。あれは一目でコンセプトや児童・生徒の現状などが分かるようになっていきます。ああいうようなものをイメージしてぜひ検討してください。期待しています。

○教育長（袴田毅君）

学校のグランドデザインですね。ぜひその周知に努めてほしいと。

他はいかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

私の思いになりますが、私が教育委員に就任して最初にルピナスを見学させていただいた当時は、不登校の子どもたちが穏やかに学習できる場、安らぎの場として大変素晴らしいという印象を受けたのですが、やはりそれからコロナの影響もあり、子どもたちを取り巻く環境などが変わり、不登校の子どもたちや、外国につながるのある子どもたちが増え、現在のルピナスでは収容人数的にも、また機能としても厳しい状況になってしまったように感じています。

各学校でもサポートルームなどを設置して、先生方が熱心に対応に当たってくれていますが、やはり子どもたち一人一人によって抱える課題はさまざまなので、それぞれの子どもに合った支援が必要になると感じています。

今回、新設を検討している教育支援センターは、課題を抱えた児童・生徒だけでなく、教育課程終了後の青少年のひきこもりなどにも幅広く対応し、一人一人に合わせた支援を目指す綾瀬の現状に合わせた総合的な支援センターになるように思います。

今後、施設の設置に向けては様々な方面で課題なども出てくるとは思いますが、この教育支援センターという施設ができることで、1人でも多くの子供たちが笑顔になることになって、前向きに取り組んでいってほしいなと思っています。

○教育長（袴田毅君）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。

これより、第7号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第8号議案 綾瀬市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第9号議案 綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、以上の2件は、職の整理に伴う職名の変更に関連するため、一括して議題といたします。

それでは、本2件に関し説明を求めます。なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。

それでは教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第8号議案 綾瀬市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」及び「第9号議案 綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」につきまして御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

提案理由につきましては、2件とも同じ理由となりますので、第8号議案により御説明いたします。

下段に記載のとおり、職の整理に伴い、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものであります。

職の整理につきましては、「担当総括者」であります「主幹」及び「総括副主幹」の職について、現在の「総括副主幹」を「主幹」とし、現在の「主幹」を「総括主幹」とするものでござい

ます。

はじめに、議案資料２ページ・３ページの新旧対照表を御覧ください。

綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則でございます。

左側が改正案、右側が現行となります。

第４条及び第５条につきましては、「総括副主幹」を「主幹」、現在の「主幹」を「総括主幹」としますことから、現行の「主幹、総括副主幹」を改正案の「総括主幹、主幹」に改正するものでございます。

次に、第６条ですが、「主事補及び技師補」の職につきましても、職の整理において「主事及び技師」の職といたしますことから、「主事補、技師補」の職を規定する第１項第１２号を削り、同項第１３号及び第１４号を１号ずつ繰り上げるものであります。

また、同項第１２号に規定されております「社会教育主事補」の職につきましても、従来通りとしますことから、同項第１１号において「主事、技師及び社会教育主事補」に改めております。

次に、第７条につきましては、条文を繰り上げる改正に伴い、本文中の条、項及び号を改正するものでございます。

続きまして、７ページの第９号議案を御覧ください。

議案資料は６ページ・７ページを御覧ください。

第２条につきましては、第１８号の「主幹」を「総括主幹」に改め、第１９号の「総括副主幹」を「主幹」に改め、第２０号の担当総括者の定義を「主幹及び総括副主幹」から「総括主幹及び主幹」に改めるものでございます。

第１３条につきましては、本文中の「主幹」を「総括主幹」に改めるものでございます。

第１６条につきましては、職務に関する規定となりますが、見出し及び本文中の「主幹」を「総括主幹」に改めるものでございます。

次に、８ページ及び９ページを御覧ください。

第１８条につきましては、見出し及び本文中「総括副主幹」を「主幹」に改めるものでございます。

次に、第１９条ですが、準用する条文について、「第１６条及び前条」に改めるものでございます。

別表第１（第２２条関係）につきましては、第１号の庶務関係の表中、事務の引継ぎの項、第２号の人事関係の表中、「主幹」を「総括主幹」に、「総括副主幹」を「主幹」に改めるものでございます。

最後に、議案書の４ページ及び７ページに施行日を記載してございますが、どちらも令和６年

4月1日としております。

以上で、第8号議案及び第9号議案の一括説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第8号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第8号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第9号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第10号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第10号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

はじめに、議案書の８ページを御覧ください。

提案理由につきましては、９ページ上段に記載のとおり、神奈川県「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、これまで一部無給の休暇であった、臨時的任用職員の「子の看護休暇」及び「短期介護休暇」が全日有給化されたことに伴い、休暇の有給部分及び無給部分の管理簿の提出を要する職員が変更となりましたことから、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第３号の規定により、提案するものでございます。

それでは、議案資料１２ページ、１３ページの新旧対照表を御覧ください。

左側が改正案、右側が現行となります。

はじめに、第１４条第１１項ですが、これまで、任期付職員と臨時的任用職員が、子の看護休暇又は短期介護休暇を取得する際に、休暇の無給部分と有給部分を分けて管理するため、休暇簿に添えて休暇の管理簿を提出することとなっておりましたが、県の規則改正により、臨時的任用職員等について管理簿の提出が不要となりましたことから、管理簿の提出を要する職員を会計年度任用職員のみとするものでございます。

次に、議案資料１６ページ・１７ページの子の「看護休暇管理簿」、併せて１８ページ・１９ページの「短期介護休暇管理簿」を御覧ください。

これまで各管理簿の名称中、「（任期付職員・臨時的任用職員用）」とあるものを、今後の休暇制度の改正に対応ができるよう、使用する職員を限定する記載を削除した様式名に改めるものでございます。

なお、第７条及び第１７条につきましては、文言及び規定の整備により、所用の改正を行うものでございます。

議案書の８ページにお戻りください。

下段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和６年４月１日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１０号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

子どもの看護休暇について、これが有給なのか無給なのかということ、有給という形になったら、連続で何日とれるのか、年間何日取れるとか、お聞きしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

子の看護休暇については有給になります。連続して取れるものでございまして、年間5日取る休暇となっております。

○教育長（袴田毅君）

他にはありますか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

今お話しいただきました子どもの看護休暇は年間5日ということですが取得状況は今のようになっているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

子の看護休暇については教育委員会では承知しておりません。学校の中で把握しているものでございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがですか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第10号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより非公開とした審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第7 第11号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事

異動について)」、この件を議題といたします。

なお、本件以降の本日の審議につきましては、会議の冒頭にお諮りしましたとおり非公開審議といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第１１号議案 臨時代理の承認について」、御説明いたします。

秘密会追加議案書の２ページを御覧ください。

提案理由につきましては、３ページ中段にございますとおり、教育委員会部局課長相当職以上の令和６年３月３１日付け及び令和６年４月１日付け人事異動について、緊急を要し、その事務を臨時に代理したので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、令和６年３月３１日付け、教育委員会の課長相当職以上の人事異動でございます。

出向でございます。教育総務課の佐藤課長が、総務部 職員課に出向いたします。

続いて、併任の解除でございます。

北の台中学校の橋本校長の市教育委員会 教育部 教育指導課 指導担当 指導主事の併任を解除するものでございます。

続いて、辞職でございます。

生駒教育部参事兼教育研究所長が、落合小学校の教頭として転出するものでございます。

次に、令和６年４月１日付けの人事異動でございます。

採用でございます。

大矢総務部参事兼公共資産課長が教育部参事兼教育総務課長として、北の台中学校の春木校長が教育部参事兼教育指導課長として、教育委員会に採用となります。

続いて、昇格・兼任・配置換えでございます。

教育指導課の渡邊課長が教育部参事に昇格し、兼ねて教育研究所長に配置換えとなります。

秘密会追加議案資料の３ページには、３月３１日現在と４月１日以降の教育委員会部局の課長相当職以上の一覧を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１１号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第11号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

(関係者以外の退席)

非公開の審議

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会